

1. 公的身分証明書等

納税証明書の交付を申請する際の本人確認書類は、次のいずれかの書類（顔写真付き）です。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの）
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・戦傷病者手帳
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）

コピーを添付する際、裏面に氏名・住所の記載がある場合には裏面のコピーも添付してください。
※個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面のコピーは添付しないでください。

ただし、これらの書類（顔写真付き）のいずれもお持ちでない場合は、次のいずれかの書類（顔写真なし）で代用できます。

- ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証
- ・健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の資格確認書
- ・私立学校教職員共済制度の資格確認書
- ・国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ・国民年金、厚生年金又は船員保険の年金証書
- ・共済年金又は恩給の証書
- ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当受給証明書
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）

※ 個人番号カード（マイナンバーカード）のコピーを添付する場合は表面のみをコピーし、公的医療保険の資格確認書のコピーを添付する場合は保険者番号、被保険者番号、被保険者等記号・番号及びQRコードの部分を付箋等で隠したうえでコピーしてください。

2. 社員証等

コピーを添付する場合、裏面のコピーも添付してください。

納税義務者が法人の場合、法人の社員等が当該法人の代理人として申請する際の本人確認書類は、1. の書類のいずれかのほか、次の書類でも差し支えありません。

- ・社員等であることを対外的に証明するため、当該法人が発行した社員証・身分証明書等（顔写真付きで、当該法人の名称・所在地が記載されたものに限る。）

※ 当該法人の業務として申請していることの確認のため必要な場合に、役職・所属・所属事務所の所在地等について、所属先への電話・名刺等で確認させていただくことがあります。

3. 行政書士証票等・補助者証

行政書士等（行政手続の代理等を業としている方）が代理人として申請する際の本人確認書類は、次の書類のいずれかです。

- ・行政書士証票等
- ・都道府県行政書士会が発行した補助者証（窓口申請に限る。）